

国土交通省犯罪被害者等関係施策について

平成19年5月29日



犯罪被害者等施策の概要（自動車交通局）

- 交通事故相談センターが行う法律相談及び示談斡旋事業を支援
- 自賠責保険・共済紛争処理機構の紛争調停業務を支援
- 政府保障事業により、ひき逃げ等の被害者に保障金を支給

（財）日弁連交通事故相談センターの法律相談及び示談斡旋事業に対する補助

法律相談

（平成18年度 34,884件（速報値））

自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに関する法律相談を行う。

- 損害賠償責任者の認定
- 損害賠償額の算定
- 損害賠償責任の有無、過失の割合
- 損害の請求方法 等

示談斡旋

（平成18年度 2,434件（速報値））

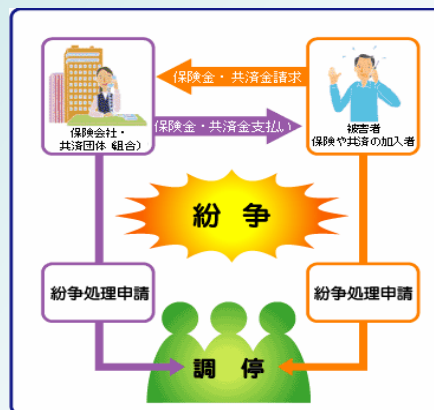
自賠責保険に係る自動車事故の示談斡旋を行う。

（財）自賠責保険・共済紛争処理機構の事業に対する補助

紛争の調停業務

（平成18年度 559件（速報値））

- 自賠責保険金の支払いに関し、被害者等の紛争処理申請に基づき、調停を実施。
- 公正中立で、専門的な知識をもつ弁護士や医師等が支払い内容を審査。

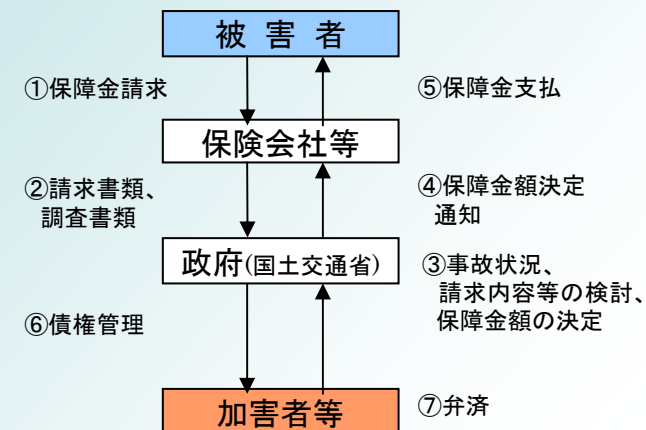


政府保障事業による保障金の支給

政府保障事業

（平成18年度 3,709件（速報値））

ひき逃げ等に遭った被害者に対し、政府が本来の加害者に代わって直接損害のてん補を行うもの。



<参考> 独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA） <http://www.nasva.go.jp/>



療護センターの運営

（全国に4か所）

自動車事故による重度後遺障害者に対し専門的な治療及び養護を行う療護センター（千葉、東北、岡山、中部）の運営を行う。

介護料支給制度

（平成17年度資格者数 4,012人）

重度後遺障害者に対して介護料の支給を行う。

生活資金貸付制度

（平成17年度貸付実績 1,121人）

自動車事故により保護者が死亡又は重度後遺障害者となった者の子弟の中学卒業までの児童を対象とした育成資金の無利子貸付け等を行う。

犯罪被害者等施策の概要（公営住宅関係）

公営住宅への入居の支援

同居親族要件の緩和等

DV被害者について、公営住宅への単身入居を可能とする。（平成17年12月政令改正済）
なお、他の犯罪被害者等についても、目的外使用による入居を制度化する。（平成17年12月ガイドライン策定済）

優先入居

公営住宅の入居者の選考に際し、事業主体の判断により、犯罪被害者等を優先的に取り扱うこととする。
（平成17年12月ガイドライン策定済）

参 考

単身入居制度の概要

- ・公営住宅への入居は、原則として同居親族を有することが必要
- ・ただし、高齢者、身体障害者等特に居住の安定を図る必要があると認められる者については、単身での入居も可能

○単身入居が可能な者（公営住宅法施行令第6条）

- ①障害者
- ②生活保護の被保護者
- ③60歳以上の者
- ④DV被害者 等

（参考）平成17年度に入居した戸数	74,497戸
うち単身入居戸数	16,170戸（21.7%）
（内訳）①障害者	848戸（1.1%）
②生活保護の被保護者等	1,663戸（2.2%）
③50歳以上の者	12,648戸（17.0%）

※（ ）内は、単身入居戸数の入居戸数全体に占める割合

優先入居制度の概要

- ・公営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対して供給されるもの
- ・特に困窮度が高い者について、地方公共団体の判断により、公営住宅の入居者の選考に際し、優先的に取り扱うことが可能

1 優先入居の取扱いが適当と考えられる世帯

※ 優先入居の判断は事業主体が決めるが、国として以下のものを参考として示している（通知）。
高齢者世帯／障害者世帯／多子世帯／著しく低所得の世帯／ホームレス／DV被害者世帯／犯罪被害者世帯 等

2 優先入居の実施方法

- ①募集戸数の中に優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方法
- ②戸数枠を設けずに抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う方法

（参考）優先入居を実施している公営住宅の管理戸数（平成17年度末）

・障害者世帯	19,001戸
・母子世帯	21,460戸
・高齢者世帯	49,966戸
・多子世帯	3,242戸
・著しく低所得の世帯	3,902戸 等

都市再生機構賃貸住宅の活用の検討

独立行政法人都市再生機構において、機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置について、公営住宅への優先入居に関する検討結果を踏まえ、必要性について検討する。